

平成 29 年度第 7 回福生市地域福祉推進委員会 会議要録

日 時	平成29年11月30日（木）午後 3 時～
場 所	福生市もくせい会館301会議室
出 席 者	会 長 萬沢 明 副会長 板寺 正行 委 員 佐々木 和仁、菅原 幸次郎、徳田 稔、古谷 光好、島田 雅由、 杉本 芳江、清水 忠雄、小林 啓子、内倉 義宣、野村 亮、 須崎 利花、佐藤 豊、志賀 義幸、半澤 比呂美、小山 招子
事 務 局	齊藤福祉保健部長、町田社会福祉課長、吉野障害福祉課長、清水介護福祉課長他

[当日配付資料]

- 1 資料 1 平成 29 年度第 6 回福生市地域福祉推進委員会会議要録

[事前配付資料]

- 1 事前資料 1 福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画  
中間答申【案】
- 2 事前資料 2 福生市介護保険事業＜第 7 期＞中間答申【案】

## 1 開会

事務局：定刻となりましたので、ただいまから平成 29 年度第 7 回福生市地域福祉推進委員会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中当委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日はよろしく願います。

それでは、お手元の次第に沿って進めます。

事務局：(資料確認)

## 2 会長あいさつ

事務局：萬沢会長より、あいさつをお願いします。

会 長：(あいさつ)

事務局：ありがとうございました。次第 3 に移ります。議題の進行については、萬沢会長をお願いします。

## 3 議題

(1) 福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の中間答申(案)について

会 長：それでは早速、議題に入ります。議題(1)の福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の中間答申(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局：(事前資料1に基づいて説明)

会 長：前回の会議以降、事務局に意見は出されませんでしたか。

事務局：特にありませんでした。

会 長：前回、前々回と資料に目を通していただいています、全体をみてご意見がありましたらお願いします。

特に意見が出ないようですので、障害福祉計画については、これでパブリックコメントを求めていくことに決定したいと思います。

(2) 福生市介護保険事業<第7期>の中間答申(案)について

会 長：それでは引き続き、議題(2)福生市介護保険事業<第7期>の中間答申(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局：(事前資料2に基づいて説明)

会 長：ありがとうございます。見える化システムを使って、グラフや表が出ています。また、実態調査を基にしたものとなっていますし、将来予測についても検討されています。前回から加えられた部分もあります。これをご覧いただき、ご意見、ご要望がありましたらお願いします。

96ページから97ページで「ケアプランの点検」とありますが、ケアプランをどのように抽出して点検するのでしょうか。何か資料はあるのでしょうか。

事務局：まず、協力してくださるケアマネジャーと連絡をとり、依頼することから始まります。その方が担当している方の資料をいただき、こちらで検証をします。そのように、事前の準備を進めた上で、点検を始めるようになっています。平成28年には、東京都の指導を受けながら1件実施しています。今年度も、予定している3件のうち1件はすでに実施しています。しかし、事前に資料をもらって、相手とやり取りをするため、1件について3か月くらいの時間がかかります。1年に3件でも手一杯です。しかし、必要な点検でありますので、できる限り多くして、32年には6件を目標としています。

会 長：点検するのも大変だと思いますが、効果はあると思います。せっかく実施するということなので、積み重ねて、よりよいケアプランができるようになる方向にしていきたいと思います。

その他はいかがでしょうか。

委 員：質問です。7期事業計画作成にあたり、以前、市民からのアンケート結果を公表されていたと思います。その中で、介護保険料が高いという話がありました。市民の中でも保険料が高いという意識があると認識しています。これを見ると、施設利用者が多いこと、認知症対策をしていかななくてはならないということもあると思いますが、事業計画には市民の協力が無いといけません。福生市として現状をどうしていきたいのでしょうか。介護保険料が高くなることは望んでいないと思いますが、市民にどのように協力してもらい、適正な介護保険料の負担とするのでしょうか。これとは別にレジュメのような形で、市民に向けて知らせていく予定はないのでしょうか。

事務局：介護保険料については、第6期計画の保険料は5,793円で、多摩地区でも上から3番目に高い状況です。現在は第7期の計画を策定中ですが、見える化システムで3年間の給付総額を推計する中で、だいたいの試算はできており、現在の金額を少し上回る金額が出ています。まだ介護報酬が決定していませんので、保険料も決定しているわけではありませんが、少し上回る金額が積算されています。ただ、第6期計画の中で、給付費の支出、保険料による収入の収支が黒字になっており、積立金が4億円ほどあります。それを第7期計画の中で取り崩して、充てていくよう計画しています。そのため、今の金額より大きく上回ることはないかと予測しています。

介護保険料はルールがあり、保険給付総額の50%のうち、第一号被保険者は介護給付費等の総額の23パーセントを負担すると決まっています。介護保険料は給付費総額から推計されますが、福生市は施設利用者が多いため、保険料が近隣市町に比べて高くなっています。保険料については、今後、3月議会に上程し、その後市民の皆様にはパンフレットを通して、細かい説明をつけてご理解いただくよう、周知していきたいと思っています。

会長：総合支援事業の進展や、高齢者の健康維持に参加してもらうなど、いろいろな策があります。しかし、それが市の財政に影響を及ぼすまでには時間がかかります。国の法律で決まっている負担割合もありますので、やはり市独自の取組の検討にも期待したいと思います。

前回より整理されて、見やすい形になっていると思います。国から具体的な介護報酬などが出てくれば、空いているところも数値が入ると思います。

特に意見がないようですので、これを中間答申案としてパブリックコメントに出すということにご同意いただいたということをお願いします。

### (3) 社会福祉法第55条の2第6項に基づく地域協議会の設置について

会長：事務局から説明をお願いします。

事務局：(説明)

会長：ありがとうございます。簡単に言えば、社会福祉法人の財政が余ったときのことだと思います。周辺の地域の改善、建物の修理、備品の購入などあると思いますが、それでも余ったとき、ということです。公益事業であれば協議会を開いて協議をします。先程の話で、市内の法人に可能性はなさそうですが、もしあれば、いろいろな職種の方が参加しているこの委員会が協議するのが一番適当だということです。皆さんのご承認をいただければ、この委員会がその役割を担うということになります。ここで決議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：異論はないのですが、質問させてください。社会福祉法の改正については勉強不足で申し訳ないのですが、昔の社会福祉法の中に公益事業はあったでしょうか。社会福祉法人で実施しているところもあると思いますが、福生市内の社会福祉法人で、今までどのような公益事業があったでしょうか。

会長：財政の残りの部分で実施するのと、法人が公益事業をするというのでは、意味が違うと思います。実際に公益事業をしているところはありますか。

委員：私のところだと、初任者研修などでの講座は公益事業になっています。それ以外については、施設系は公益事業ではありません。私のところだけだと、サービス付き高齢者住宅そのものは介護保険で賄っているものではなく、その中にあるヘルパーが介護保険の対象になっているだけです。建物そのものは、公益事業になるかはわかりませんが、初任者研修は受講生を集めて行っているものは公益事業となっています。他の法人でも、今は中断していますが、ヘルパー2級の時代はその講座を実施していました。高齢者施設系はその程度だと思います。

委員：今までにそれくらいしか実施されていないということですか。

事務局：ただ今の委員からの御質問及びお答えいただき公益事業は、事務局が説明した地域公益事業とは位置づけが異なっていますことを補足させていただきます。公益事業については、委員がお話しされたとおり、介護人材の養成などのケアマネジメント事業について充てられる事業となっています。残額を活用して行う地域公益事業は、具体的には、単身高齢者の見守り、移動支援を安価に提供するといったこととなります。

会長：年度末の会計で、その中で残された財産で地域公益事業を行うときに、この委員会で検討することになると思います。それぞれの法人が独自に行う公益事業とは意味が異なると思います。

この委員会がその役割を担うということでご了承いただけますか。

委員：(承認)

会長：賛成いただきました。

他に特になければ、議題については終了します。

#### 4 その他

事務局：2つの計画の中間答申についてご協議いただき、また地域協議会についてもご了承いただきありがとうございました。続いて、次第4について、事務局より策定に向けたスケジュールを説明いたします。

事務局：(スケジュールについて説明)

事務局：ご質問等はございませんか。

以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

(閉会)